つばき

NAO Letter

NAO税理士法人

編集発行人
代表社員
髙井直樹
〒500-8335
岐阜市三歳町4－2－10
TEL 058(253)5411㈹
FAX 058(253)6957

3月（弥生）MARCH

20日・春分の日

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

3月の税務と労務

国　税／令和5年分所得税の確定申告　2月16日～3月15日

国　税／個人の青色申告の承認申請　3月15日

国　税／贈与税の申告　2月1日～3月15日

国　税／2月分源泉所得税の納付　3月11日

国　税／個人事業者の令和5年分消費税等の確定申告　4月1日

国　税／1月決算法人の確定申告（法人税･消費税等）　4月1日

国　税／7月決算法人の中間申告　4月1日

国　税／4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　4月1日

地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告　3月15日

ワンポイント　戸籍の行政手続きを見直し

3月1日の改正戸籍法の施行により、これまで戸籍証明書等の入手には、本籍地の市区町村へ個別請求する必要がありましたが、最寄りの市区町村の窓口で請求できます（コンピュータ化されていない戸籍等除く）。また、婚姻や社会保障関係の戸籍届出時における、戸籍証明書等の提出や添付が不要となります。

令和6年度税制改正（案）のポイント

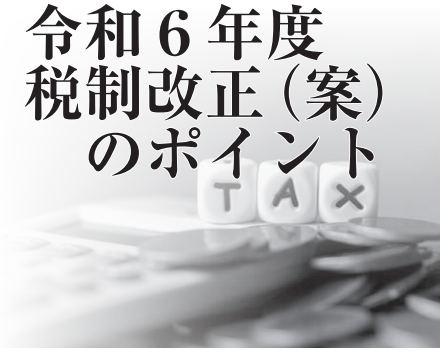

令和6年度税制改正（案）では、給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度（いわゆる賃上げ促進税制）の見直し、所得税や個人住民税の定額減税、住宅取得等資金贈与の非課税措置の延長などが行われます。

なお、児童手当の所得制限撤廃等に伴う16歳から18歳までの扶養控除の引き下げ、ひとり親の自立支援に向けたひとり親控除の所得要件の引き上げ（緩和）や控除額の増加は、令和7年度税制改正に持ち越されました。

【改正項目タイムスケジュール】

主な改正項目を整理すると、下表のようになります。

なお、前年以前の改正項目で適用時期が今年以降の項目も記載しています（表1参照）。

一　賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制とは、雇用者の給与等の支給額が増加した場合に、法人税を減額する制度です。改正前の制度では中小企業の場合は、雇用者全体の給与等支給額が、前年度と比べて1・5％以上増加した場合には増加額の15％の税額控除が、2・5％以上増加した場合には30％の税額控除が受けられます。さらに教育訓練費が前年度と比べて10％以上増加した場合には前記の控除率に加えて10％の税額控除を受けることができ、最大で40％の税額控除を受けることができます。

今回の税制改正では、従来の賃上げ要件や控除率は維持されつつ、「（プラチナ）くるみん認定」又は「（プラチナ）えるぼし認定」を受けた事業年度については、控除率が加算され、控除率は最大45％となります。また、教育訓練費についても要件が改正されます（表2参照）。さらに控除しきれない金額については、5年間繰り越すことができるよう見直され、適用期限が3年延長されます。

表1　改正項目タイムスケジュール
（○減税、●増税、－どちらともいえない）

2024年（令和6年）	1月	－	改正電子帳簿保存法の宥恕措置が終了
		●	帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備
		○	新NISAの運用開始
		○	相続時精算課税制度において110万円の基礎控除が可能に
		●	暦年贈与における相続前贈与の加算期間の延長開始
	4月	●	森林環境税が施行
		○	賃上げ促進税制の繰越控除適用可
	6月	－	財産債務調書制度の見直し
		○	定額減税スタート
	10月	－	保険料控除申告書の記載事項の見直し
2025年（令和7年）	1月	●	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
		－	扶養控除等申告書の記載事項の見直し
	4月	○	イノベーションボックス税制スタート
2026年（令和8年）	1月	－	個人事業の開業・廃業等届出書の提出期限の見直し
		●	16歳～18歳の扶養控除の見直し
		○	ひとり親控除の見直し
2027年（令和9年）	1月	－	源泉徴収票の提出方法の見直し

二　定額減税

令和6年分の所得税と個人住民税について、合わせて4万円の定額減税が行われます。

具体的には、納税者と配偶者・扶養親族1人につき、令和6年分の所得税が3万円、令和6年度分の個人住民税が1万円減税されます。ただし、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下の人に限られます。この金額は、給与所得のみの人の場合、年収に換算すると2000万円になります。

三　住宅取得等資金贈与の非課税

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度は、父母や祖父母などの直系尊属から受けた贈与によって、自分が居住するための住宅用家屋の新築・取得や増改築などの対価に充てるための金銭を取得した場合で、

表2　賃上げ促進税制（中小企業向け）

令和6年3月31日開始事業年度まで		令和6年4月1日開始事業年度から	
適用要件	控除率（最大40%）	適用要件	控除率（最大45%）
雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増	15%	雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増	15%
雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増	＋15%	雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増	＋15%
教育訓練費の額が前年度比10%以上増	＋10%	教育訓練費の額が前年度比5%以上増(※)	＋10%
		（プラチナ）くるみん又は（プラチナ）えるぼし取得事業年度	＋5%

（※）　教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上に限る

一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について贈与税が非課税になる制度です。非課税限度額は、省エネ基準を満たす住宅の場合は1000万円、それ以外の住宅の場合は500万円です。

今回の税制改正で、省エネ基準の等級を引き上げた上で、適用期限が3年間延長されます。

四　住宅ローン控除

住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除）は、居住年が令和6年以降の場合は、対象となる住宅が認定住宅などに限られ、借入限度額も引き下げられます。

しかし、改正により、子育て世帯や若者夫婦世帯への税制面の支援を強化するため、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者は、借入限度額の上乗せ措置が講じられます。

子育て世帯等における借入限度額は、具体的には表3のようになります。

表3

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

五　その他の改正項目

(1)　令和7年4月1日から、特定特許権等の譲渡や貸付を行った場合には、一定の金額を損金の額に算入することができるイノベーションボックス税制が創設されます。

(2)　交際費等の損金不算入制度については、飲食費の基準が1人あたり5000円以下から1万円以下に引き上げられた上、適用期限が3年間延長されます。

なお、適用期限を迎える中小法人の交際費課税の特例も、期限が3年延長されます。

(3)　資本金が1億円を超える企業が対象の外形標準課税について、課税逃れを防ぐため、企業が資本金を1億円以下に減らし資本剰余金として計上しても、あわせて10億円を超える場合は課税の対象とされます。ただし、中小企業への影響が出ないよう、新しい基準が適用される前に、資本金が1億円以下で現行の基準に該当していない企業は、原則、課税の対象にはならない仕組みとなります。令和7年4月からの施行です。

(4)　中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額（年間の取得価額の合計額300万円を限度）を損金の額に算入することができる少額減価償却資産の特例が2年延長されます。

(5)　（独）中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業の掛金に係る特例措置について、共済契約の解除があった場合、解除の日以後2年を経過する日までに支出する共済掛金については、特例を適用できなくなります。

利子・配当と源泉徴収税

預金の利息や剰余金の配当には、一定の税率で所得税と復興特別所得税（以下、所得税等）が源泉徴収されます。

法人がこれらの収入を得ると、その収入に対して法人税が課税されます。法人が受け取った利息や配当などに対して所得税等と法人税の二重課税にならないように、源泉徴収された所得税等を法人税の前払いと捉えて、所得税等の額を法人税の額から控除することができます。これを所得税額控除といいます。

所得税額控除は、源泉徴収の対象となる収入の種類によって、控除できる金額が異なります。預貯金や公社債の利子、公社債投資信託などの収益の分配などに対して源泉徴収された所得税等の額は、全額法人税の額から控除することができます。

一方、法人から受け取る剰余金の配当や、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託の収益の分配などに対して源泉徴収された所得税等の額は、これらの元本を所有していた期間に対応する額として一定の算式で計算された金額しか、法人税の額から控除することができません。

元本所有期間に対応する所得税等の額の按分計算は原則法と簡便法があり、株式及び出資・投資信託の受益証券・割引債の区分ごとに、毎年有利な方を選択することができます。

所得税額控除を受ける場合、控除の対象となる所得税等の額は、法人税の計算上損金の額に算入することはできません。なお元本所有期間の按分計算によって控除できない所得税等の額は損金算入されます。法人税の計算を行って、所得税等の額のすべてを法人税の額から控除できる場合は、控除して法人税額を計算します。法人税の額から控除できない場合は、控除できない金額が法人に還付されます。

固定資産の評価損

法人が所有している固定資産について、災害などにより著しく損傷していることや1年以上にわたり遊休状態にあること、その固定資産が本来の用途に使用できないため他の用途に使用されたことなど、その固定資産について物損等の事実があることや、その法人について更生手続における評定が行われるといった法的整理の事実が生じた場合には、法人税の計算上その固定資産の評価損を損金算入することができます。

固定資産を過度に使用することや修理が不十分であることによって著しく損耗していることや、償却を行わなかったため償却不足額が生じていること、製造方法の急速な進歩などにより機械装置が旧式化していることなどの場合は、評価損の損金算入は認められません。

海外渡航費の取扱い

法人がその役員または使用人の海外渡航に際して支給する旅費は、その海外渡航がその法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、その渡航のため通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費としての法人の経理が認められています。

したがって、業務の遂行上必要と認められる海外渡航であってもその旅費の額のうち通常必要と認められる金額を超える部分の金額については、原則としてその役員または使用人に対する給与となります。

業務の遂行上必要なものであるかどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定しますが、①観光渡航の許可を得て行う旅行、②旅行あっせんを行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行、③同業者団体等が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるものは、原則として業務の遂行上必要な海外渡航に該当しません。